

公 募

木曾川上流河川事務所管内の河道内樹木を

採取する事業者等を公募します。

～河川法第25条を適用した公募型樹木伐採（採取）の試行～

1. 目的

木曾川上流河川事務所管内の河道内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水の流れの妨げとなることや、局所的に流速を速め、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上の問題があります。さらに、河道内の樹林化により、河川巡視に支障を来したりゴミ等の不法投棄を招いたり等、維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省 木曾川上流河川事務所では、これらの対策として順次河道内樹木の伐採作業を行っております。

しかしながら、伐採及び樹木の処分には相当の費用を要することから、治水上等の問題を解消しつつ、コスト縮減と木材資源の有効活用を図るため、河道内の樹木を採取することを希望する事業者等（企業・団体等）を公募し、河川法第25条の採取の許可による河道内の樹木伐採（今回は採取のみ）の取り組みを試行いたします。

平成25年度より試行を行い、当初2事業者の申請、1事業者の選定から始まり、年々申請事業者が増加傾向に有り、令和元年度は6事業者、令和2年度は4事業者の申請、選定となりました。

2. 募集概要

(1) 応募から採取までの流れ

- ① 木曾川上流河川事務所管内の引渡予定場所にて、「(9) 関連工事」において仮置きされた樹木の採取（積込、運搬（搬出））を行うこと（以下「採取」という）を希望する者は、「5. 応募方法」に従い応募書類を提出してください。
- ② 「4. 採取事業者の選定方法」により、応募書類を審査し、採取事業者を選定します。
- ③ 選定結果は応募者へ通知するとともに、木曾川上流河川事務所のホームページ（URLは別記）に掲載します。
- ④ 選定された採取事業者は、河道内の樹木を採取するため、河川法第25条に基づく許可申請手続きを、担当出張所毎に、選定結果通知書、応募時に作成した「作業計画書（案）」を添付し行っていただきます。許可申請手続きの詳細については、選定通知後の打合せにて個別に説明します。
- ⑤ 河川法第25条の許可書を発行後、運搬作業等の着手が可能となります。
- ⑥ 複数箇所を応募できます。詳細な場所については別添資料を参照してください。

添付資料に示す範囲については、伐採予定範囲で、面積については、範囲に示す場所の中の伐採予定面積であり、発生量については過去実績による推定量となります。

⑦ 「(9) 関連工事」の進捗等により、採取事業者選定後においても中止もしくは変更する場合があります。

(2) 募集期間

令和4年9月1日(木) ～ 令和4年9月21日(水)

※応募書類は郵送により令和4年9月21日(水) 必着

(3) 樹木の引渡予定場所

下記に示す「引渡予定場所」において、事業者により「積込」、「運搬(搬出)」を行っていただきます。「引渡予定場所」に置かれている樹木については、「(9) 関連工事」において「伐採予定場所」等より伐採された樹木になります。

①木曾川第一出張所管内

「引渡予定場所」

A木曾一 南派川右岸川平場(木曾川合流点からの距離4.8k付近)

「各務原市川島河田町地先(資材置き場)」

「伐採予定箇所」

南左① 南派川 左岸河川敷(木曾川合流点からの距離3.4k～4.2k)

②木曾川第二出張所管内

「引渡予定場所」

B木曾二 木曾川右岸川表(河口からの距離33.6k付近)

「羽島市正木町三ツ柳地先」

「伐採予定箇所」

木右① 木曾川 右岸河川敷(河口からの距離33.6k～33.8k)

③長良川第一出張所管内

「引渡予定場所」

C(1)長良一 長良川右岸河川敷(河口からの距離42.6k付近)

「瑞穂市穂積地先」

C(2)長良一 長良川左岸河川敷(河口からの距離42.6k付近)

「岐阜市下奈良地先」

「伐採予定箇所」

長左⑤ 長良川左岸河川敷(河口からの距離41.4k～42.6k)

長左⑥ 長良川左岸河川敷(河口からの距離44.2k～46.2k)

長右① 長良川右岸河川敷(河口からの距離40.6k～41.6k)

長右② 長良川右岸河川敷(河口からの距離42.0k～43.8k)

④長良川第二出張所管内

「引渡予定場所」

D長良二 長良川左岸川表(河口からの距離34.0k付近)

「羽島市福寿町平方地先」

「伐採予定箇所」

- 長左① 長良川 左岸河川敷（河口からの距離 31.2k～31.8k）
- 長左② 長良川 左岸河川敷（河口からの距離 32.6k～33.2k）
- 長左③ 長良川 左岸河川敷（河口からの距離 34.4k～34.6k）
- 長左④ 長良川 左岸河川敷（河口からの距離 34.6k～35.8k）
- 犀右① 犀川 右岸河川敷（新犀川合流点からの距離 1.6k～1.8k）

⑤揖斐川第一出張所管内

「引渡予定場所」

E 揖斐一 根尾川左岸堤防川表平場（揖斐川合流点からの距離 8.4k 付近）

「本巢市上高屋地先」

「伐採予定箇所」

- 揖左① 揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離 42.8k～44.2k）
- 揖左② 揖斐川 左岸河川敷（河口からの距離 44.6k～45.2k）

⑥揖斐川第二出張所管内

「引渡予定場所」

F 揖斐二 杭瀬川左岸川裏（牧田川合流点からの距離 1.8k+100m 付近）

「高瀬資材置き場」

「伐採予定箇所」

- 揖右① 揖斐川 右岸河川敷（河口からの距離 27.4k～28.6k）

※ 「（９）関連工事」に示す関連工事の進捗状況により、採取事業者選定前に樹木が伐採され、「引渡予定場所」に搬出されている場合があります。

（４）作業環境

- ① 進入路の幅員：約 3.5 m
- ② 仮置き場：有り

（５）樹木の採取の期間（予定）

令和 4 年 10 月 17 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日

土日祝日を除く平日の 8 時 30 分から 16 時 30 分

※ 関係機関等（道路管理者、警察、地元住民他）との調整により変更となる場合があります。

※ 河川改修・維持管理事業の実施にあたって事業工期の変更の必要が生じた場合は、河川管理者と採取事業者が協議のうえ、採取事業申請者は河川法第 25 条に基づく認可の変更申請を行っていただくこととなります。

（６）樹木の種類

主に広葉樹（ヤナギ等）

(7) 採取の範囲

採取

- ① 根株を含むすべて（枝葉、幹、根株）
- ② 根株を除くすべて（枝葉、幹）

（根株については、河川管理者が「（9）関連工事」にて可能な限り土砂をふるい落としします。）

(8) 採取の条件

樹木の採取を行う上での諸条件については以下のとおりです。採取作業における注意事項については必ず履行してください。

- ① 採取事業者は許可を得た「採取予定場所」にある樹木の運搬車両への積み込み、「引渡予定場所」外への搬出を実施していただきます。
- ② 伐採した樹木を河川管理者が「（9）関連工事」にて1本当たり長さ4～6m程度に切断いたします。（長さについては選定後の打合せにより決定します。選定前に搬出された樹木については、採取事業者にて切断をお願いします。）
- ③ 採取した樹木を採取場所毎に数量（m³ 又は t）を計測し、伝票等を添えた集計表、状況写真（着工前、施工中及び完了後）を完了時に「5.（2）応募書類の送付先」へ郵送等にて速やかに提出してください。採取事業者は、採取する樹木の質の如何を問わず、原則として決定した採取場所からの全量採取とします。また、搬出完了時の清掃等を行うものとします。
- ④ 採取が完了したのち、現地において木曾川上流河川事務所職員による履行確認を行います。その際は採取事業者も立ち会うものとします。その後、許可申請書を提出した担当出張所に完了届を提出して頂きます。
- ⑤ 積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めてください。万が一事故等が発生した際は、木曾川上流河川事務所に速やかに報告するとともに全ての責任は採取事業者に負っていただきます。事故の内容によっては採取許可（河川法 25 条）を取り消す場合もあります。
- ⑥ 採取した樹木の搬出にあたり、道路の通行に必要となる関係機関（道路管理者・警察署）との手続きについては、採取事業者が行うものとします。
- ⑦ 引渡予定場所においては使用機材を含め整理整頓、盗難防止に努めてください。
- ⑧ 今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートに回答してください。

(9) 関連工事

- ①令和4年度 木曾川中流部整備工事
（（3）の木右①、南左①）
- ②令和4年度 長良川中流部樹木伐開工事
（（3）の長左①、長左②、長左③、長左④、犀右①）
- ③令和4年度 揖斐川中流部樹木伐開工事
（（3）の揖左①、揖左②、揖右①）
- ④令和4年度 長良川上流部河道整備工事
（（3）の長左⑤、長左⑥、長右①、長右②）

※関連工事とは、国土交通省が発注もしくは発注を予定している工事です。

上記に示す関連工事により、樹木の伐採、根株除去等を行い、「引渡予定場所」への搬出を実施します。樹木の採取（引き渡し）において工事の工程等との調整が必要となります。

(10) 採取事業者の選定結果の通知

① 選定結果は応募者に通知します。通知の時期は 9月下旬を予定しています。

③ 選定結果については以下URLのホームページに掲載します。

木曽川上流河川事務所HP <https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/index.html>

3. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

① 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

② 募集期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

③ 募集期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥ その他、木曽川上流河川事務所長が参加不相当と判断されない者

4. 採取事業者の選定方法

応募書類の「【採取計画に関する事項】」について、採取計画・実施工程の具体性、安全対策等を評価して、「2.（3）樹木の採取予定場所」1箇所につき資格及び条件等を満たす1者を選定いたします。

選定を行うにあたり、必要な情報収集、履行の確実性の評価等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施する場合があります。

資格及び条件を満たす者のうち、①根株を含むすべて（枝葉、幹 根株）、②根株を除くすべて（枝葉、幹）の順に選定します。

「引渡予定場所」1箇所につき1事業者を基本としますが、希望する引渡予定場所が同一で、複数の資格及び条件等を満たす者があった場合には、該当する者の中から配分するものとします。

資格及び条件等を満たす者が少数の場合で複数箇所を希望する者がいる場合は、同一の者が複数箇所について選定される場合もあります。

5. 応募方法

(1) 提出資料

河道内樹木の採取を希望する者は、以下に記載する事項を示した**応募書類**及び**作業計画書（案）**を作成し、以下の送付先へ郵送にて提出してください。

応募書類及び作業計画書の作成にあたっては、別紙「応募様式」「作業計画書様式（案）」又は任意様式にて必要事項を記載し、添付を要する資料等を同封してください。なお、記載内容及び添付資料に不備がありますと非選定となる場合がありますので、ご注意ください。

【基本事項】

①応募者の氏名（法人名もしくは団体名及び代表者名）、住所、連絡担当者名及び連絡先（電話・FAX番号）

※住所及び連絡先は、応募書類の内容について確認する場合や、選定結果通知及び当選後の連絡にのみ使用する。

②採取範囲の希望

- ① 根株を含むすべて（枝葉、幹、根株）
- ② 根株を除くすべて（枝葉、幹）

③樹木の採取希望場所

採取を希望する者は、「引渡予定場所」より希望する場所を、希望する順番で表記してください。

【採取計画に関する事項】

① 採取の目的

② 現地状況の確認

- ・現地状況確認の有無
- 「引渡予定場所」

③ 採取に関する計画

- ・作業予定期間
- ・作業実施責任者氏名及び保有資格
- ・運搬方法、運搬車両の走行ルート
- ・採取場所における安全管理方法

※①～②は別紙「応募様式」、③は別紙「作業計画書（案）」を参照下さい。

(2) 応募書類の送付先

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5丁目1番地
国土交通省中部地方整備局 木曾川上流河川事務所
管理課 維持係 宛

(3) 応募書類の提出期限

令和4年9月21日（水）必着

6. 留意事項

(1) 採取樹木の扱いについて

河道内樹木を伐採して廃棄物として処理する場合は一般廃棄物として扱われることが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）」に基づく適正な対応が求められますが、今回の試行においては河道内樹木を河川産出物として扱うため、伐採または採取樹木の搬出にあたって、廃掃法の収集運搬許可や搬出先

施設の廃棄物処理施設許可は要しません。

ただし、処理施設等へ搬出後不要となった枝葉・幹等を産業廃棄物として処分する場合は廃掃法に基づき適正に対処してください。

(2) 樹木の採取に係る費用について

採取作業に要する費用については、採取事業者として選定された者が負担するものとします。

(3) 河川法の申請について

河川内樹木の採取は河川法第25条の許可を要する行為であるため、選定された採取事業者は、河川法の申請を行っていただきます。

なお、作業計画書(案)は、申請書類の一部として利用する予定をしています。

(4) 「採取料」について

河川法第32条の規定により、都道府県知事は同法第25条の許可を受けた者から河川産出物採取料を徴収することができますが、今回の河川内樹木伐採においては、「採取料」は発生しないことが愛知県・岐阜県の河川管理担当課と確認されています。

(5) 次回の公募について

今回の公募は試行的な取り組みであり、今後継続的に実施するものではありません。ただし、今回の試行結果及び河道内樹木の繁茂状況等を勘案し、同様の取り組みを実施する場合があります。

7. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 管理課 維持係

TEL:058-251-1325 FAX:058-251-6581

受付時間：平日の10時から16時まで

※問い合わせは電話・FAXにて受付いたします。FAXの場合は折り返しの連絡先(電話番号またはFAX番号)を必ず記載いただくようお願いいたします。